

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3046号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



虹色に染まる水のカーテン (熊本県小国町提供)

### もくじ

● 随 情	● 政 策
● 報 報	● フォーラム
● 想 報	● 策 策
受け継がれる「学習と交流」の精神……………熊本県小国町長 北里 耕亮：(14)	人手不足対応に重点 Ⅱ 財政再建へ中間指標 Ⅱ 成長戦略・骨太方針……………(2)
町村Navii……………	「田園回帰」に関する調査研究報告書の概要 総務省 自治行政局 過疎対策室……………(4)
国政情報……………	美しい自然を舞台に一人ひとりが主役になる 暮らししたい、働きたい、訪れたいまちを目指してⅡ 福井県高浜町……………(8)
町村Navii……………	
受け継がれる「学習と交流」の精神……………	

### コラム

#### 自民党「財政再建に関する特命委員会」報告と「骨太の方針2018」

東京大学名誉教授

大 森

彌

自民党政務調査会の「財政再建に関する特命委員会」(会長…岸田文雄政調会長)は、2018年5月24日、報告を安倍総裁に提出した。本年の2月以降、新たな財政健全化の目標・計画に関する議論を行い、それをまとめたものである。

報告は、「Ⅳ 歳出改革の具休策」の「3 地方財政」の「② 広域連携等による地方財政の効率化」の中で、次のように指摘している。「人口減少を見据え、市町村間での行政サービスの広域連携を更に推進することも、既存の取組で市町村合併が進まなかった地域に関して更なる合併を推進する枠組みについても検討する。」(傍線は筆者)この一文は見逃しなさい。もし、この通り「骨太の方針」に盛り込まれれば、町村にとって事は一挙に重大化する。2018年6月15日に閣議決定された「骨太の方針2018」では、「地方公共団体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、現行の合併特例法が平成31年度末に期限を迎えることへの対応を検討する。」となった。

顧みれば、「平成の大合併」の跳躍台になったのは2001年6月の「骨太の方針第1弾」であった。そこには、「① すみやかな市町村の再編を、② 規模等に応じた市町村の責任を」(団体規模等に応じた仕事や責任を変える仕組みを検討)とあり、①は強力な合併推進として、②は「特例町村」の構想(いわゆる西尾私案)として表出した。

「既存の取組」とは、普通交付税の算定替え、合併特例債の創設などの促進策や知事による合併協議会設置の勧告などの強力な働きかけのことであろう。それでも合併が進まなかった地域に関して検討するという「更なる合併を推進する枠組み」とは、どんなものなのか。歳出改革の大義の下では更なる「アメ」の提示は困難であろうから、「ムチ」を用意することになるのだろうか。合併が進まなかった東京などをターゲットにするのであろうか。それとも人口減少による小規模市町村の消滅可能性を強調して合併強制的法的措置を考えるというのであろうか。当面、次期地方制度調査会で期限が来る合併特例法がどう扱われるかを注視したい。

### 写真キャプション

毎年春先にライトアップが行われ、幻想的な光景で観光客を楽しませる鍋ヶ滝。約10mの高さから流れ落ちる水が、幅約20mにわたって自然のカーテンを作り出す。滝の裏にある空間から滝を見られることから「裏見の滝」とも呼ばれている。

## 政 策 解 説

# 人手不足対応に重点 ＝財政再建へ中間指標＝

## —成長戦略・骨太方針—

政府は6月15日、経済財政運営の基本方針「骨太の方針」と成長戦略「未来投資戦略」を閣議決定した。いずれも少子高齢化に伴う人手不足への対応を重視。外国人労働者の受け入れ拡大に向けた在留資格の新設など、経済成長を促す取組を前面に出した。財政健全化では、基礎的財政収支（PB）が黒字化する時期の目標を5年先送りして2025年度とする方針を掲げ、進捗状況を検証する新たな三つの中間指標を設けた。

### 黒字化へ年末に工程表

借入に頼らずにどれだけ政策経費を賄えているかを示すPB（プライマリバランス）の黒字化の目標達成時期は、これまでの目標より5年遅い25年度となった。膨張し続ける社会保障関係費をめぐっても、19～21年度については具体的な数値目標の明示を見送り、「国民的議論を喚起することが重要」と指摘することどまった。引き続き経済成長を最優先する政府の姿勢を鮮明にしたが、安倍晋三首相は「経済財政一体改革については、新たな改革工程表を年末までに示す」と強調している。

黒字化目標の達成を先送りした一方で、財政健全化に向け創設を打ち出したのが、黒字化の進捗状況を管理するための中間指標だ。中間指標

は①21年度の国内総生産（GDP）に対するPB赤字の比率を17年度の3・4％から1・5％程度に圧縮する②債務残高を17年度の189・4％から180％台前半にする③財政収支の赤字を17年度の4・8％から3％以下にする—という内容。いずれも経済活動の規模を示すGDPとの比較となり、達成しやすいとの指摘もある。

また、予算の3分の1を占める社会保障関係費は、16～18年度の予算編成で、高齢化に伴う増加分を「年5、000億円程度」に抑えるという目標を設けてきた。19～21年度は具体的な数値目標を定めないが、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、「高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる」としている。同関係費は、20、21両年度は75歳になる高齢者の伸びが鈍化

するが、22年度からは団塊世代が75歳になり始めて急増が見込まれるため、それまでの期間に▽社会保障の自然増抑制▽医療・介護サービス供給体制の効率化▽給付と負担の適正化—に取り組み、経済成長と財政を持続可能にする基盤を固めるとい

う。  
19年10月に予定する消費税率10％への引き上げに関しては、増税前後に見込まれる駆け込み需要や反動減に対応するため、19、20両年度当初予算で「臨時・特別の措置」を設けるとし、大型の経済対策を実施する方針を示した。税率引き上げ分（税収約5兆円）の使い道の見直しでは、5分の1を社会保障の充実に、残りを財政再建に使うとしていた従来方針について、教育負担の軽減や子育て層支援、介護人材の処遇改善と財政再建にそれぞれ約半分ずつ充てる方針に見直すことを明記。このうち介護人材の処遇改善は、税率引き上げの19年10月1日に合わせて実施、幼児教育の無償化も同時実施を目指すとしている。

### 地方一般財源は同水準確保

地方税や地方交付税といった自治体が自由に使える地方の一般財源の

## 政 策

総額は「18年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と明記された。地方一般財源総額をめぐっては、15年の骨太方針に登場した「15年度の水準を維持する」ルールが18年度で期限切れとなり、骨太方針にどう盛り込まれるかが注目されていた。今後3年間についても、地方が安定した財政運営ができるような必要な財源を確保するため、同様の目安を設ける。

地方行政改革では、65歳以上の高齢者数がピークを迎える2040年ごろ見据えた課題への取組や、国と地方で基調を合わせた歳出改革などの必要性を挙げた。歳出改革では、臨時財政対策債について発行額の圧縮と債務償還に取り組みとしている。行政コストの効率化に向けては、「多様な広域連携の推進」を強調。人口規模が小さく、行政能力の限られる自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との連携、補完を進める連携中核都市圏などの制度活用を推進する。

地方交付税では、18年度の地財計画で1兆円計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方版総合戦略に基づく取組の「成果」を反映した配分を5割以上とする目標を掲げた。

地方財政の「見える化」は引き続き推進。一般行政経費に含まれる地方単独事業（ソフト分）について、実態を定量的なデータで把握し、法令との関係が分かるようにする。残高が増加傾向にある自治体の基金の考え方や増減の理由、今後の方針に關し、統一的な様式での公表を促し、簡単に比較できる手法を検討し、「一覽化」を目指すとしている。

## 外国人受け入れ拡大へ

骨太方針は「24年には歴史上初めて50歳以上の人口が5割を超える」と危機感を表明。経済成長の実現には、企業などの生産性改善が課題となるとした。そこで新たに盛り込んだのが、外国人の就労を目的とした在留資格の新設。一定の技能や日本語能力を持つ「即戦力」となる人材を海外から受け入れ、原則5年を上限に在留を認める。より高い専門性を持つ人に対しては長期在留も可能とする。安倍首相は「日本経済は、人手不足感が高まる中で、質・量の両面で人材を確保することも、生産性の向上により、その潜在成長率を高めていくことが急務になる」と語っている。

日本国内で働く外国人労働者数

は、2017年10月時点で約128万人。25年度には建設業で最大90万人規模の人手不足が予想されている。新たな在留資格の付与は、介護、宿泊、農業、建設、造船の5業種を想定。政府は秋の臨時国会への関連法案提出を目指すという。治安悪化を懸念する声に配慮し、不法滞在になっけないかなどをチェックする体制も整える。関係省庁や自治体を持つ在留外国人の情報を一元的に管理する仕組みをつくる方針だ。

人口減少時代の人手不足対応として、意欲ある高齢者の雇用促進にも着目。「高齢者の身体年齢は若くなっており、知的能力も高く、65歳以上を一律に『高齢者』と見るのはもはや現実的ではない」とし、65歳以上への継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備が必要だと指摘した。公務員の定年に関しても、「段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」と明記した。

17年の骨太方針に続き、経済成長を維持するための人材投資にも力を入れる。幼児教育の無償化では、認可外保育施設も対象に含める一方、補助に上限を設定。幼稚園・保育所などの認可施設については、全ての3〜5歳児と、住民税非課税世帯(年収270万円未満)の0〜2歳児で

無償化を実施。認可外施設の場合は、3〜5歳児は月3万7,000円、0〜2歳児は月4万2,000円を上限に補助することにした。

大学など高等教育の無償化では、対象を年収380万円未満の世帯に絞り込んだ。具体的には、全ての住民税非課税世帯を対象に、20年4月から授業料減免と給付型奨学金を拡充。年収270万〜300万円未満の世帯には3分の2相当、年収300万〜380万円未満の世帯には3分の1相当といった形で部分的な補助とする。

同時に決定した未来投資戦略でも人口減少時代の人手不足をにらんだ対応策を重点的に盛り込んだ。人工知能(AI)の普及に備え、AIに精通した人材確保や育成を掲げた。「多様な柔軟なワークスタイル」を促すため、国家公務員については、NPO法人などの「公益的活動」を対象とした兼業を行いやすいよう制度運用面の環境整備を進める方針を明記している。自動運転分野では、20年に地域限定の無人運転車による移動サービス実現に向けた実証実験などの取組の加速化を掲げた。

(時事通信社内政部 丸山実子)

# 「田園回帰」に関する調査研究報告書の概要

総務省 自治行政局 過疎対策室

## 1. はじめに

近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっているとの指摘がされている。これまで国勢調査等の客観的なデータを活用した全国規模の調査は行われてこなかったことから、国勢調査の分析や移住者に対するアンケート調査等により、過疎地域への移住の実態やその要因を分析し、今後の過疎対策の検討材料とするため、「田園回帰」に関する調査研究会（座長：小田切徳美 明治大学農学部教授）を開催した。

まず、「田園回帰」の実態を統計的に捉えるため、直近の国勢調査の個票（注1）を用いて、都市部から過疎地域への移住者数の経年度の増減や移住者の属性について分析を行った。また、過疎地域への移住者に対するアンケート、過疎市町村が行う移住・定住支援の施策調査等も行い、様々な観点から「田園回帰」の潮流について分析を加えることを目指した。本調査研究は、平成二十八年度から平成二十九年度にかけて行われたが、本稿では、本年三月にとりまとめた報告書の概要について

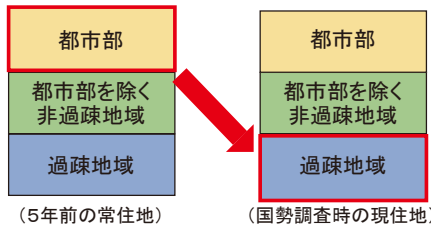
て紹介する。

## 2. 人口移動に関するデータ分析

### (1) 都市部から過疎地域への移住者数の推移

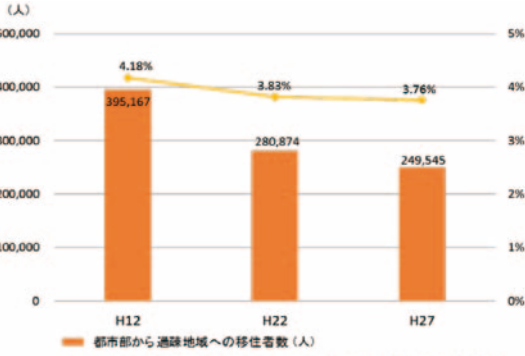
本調査の主な分析対象は、「都市部から過疎地域への移住者」とした（注2）。これは、国勢調査において、各調査時点の「現住地」が過疎地域であり、「5年前の常住地」が都市部に該当する者である（イメージは図1を参照）。

■図1 都市部から過疎地域への移住者



国勢調査の個表に基づき人口移動のデータを分析したところ、平成12年、平成22年、平成27年国勢調査において、全国的に移住者数は減少傾向にある。都市部から過疎地域への移住者数につ

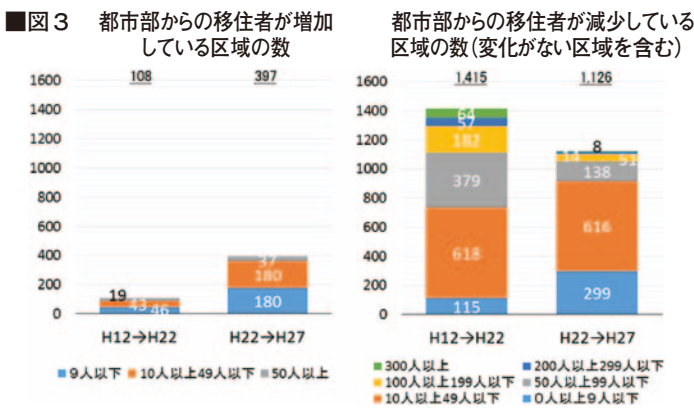
■図2 都市部から過疎地域への移住者数の推移等



いても減少傾向にあるが、これは全国的な都市部からの移住者総数の減少と軌を一にして起こっており、都市部からの移住者総数に占める過疎地域への移住者の割合は、この間、大きく変化していない(図2)。なお、研究会では、移住者の全国的な減少の要因については、社会移動の主な年齢である20代及び30代の若年層が減少しているという人口構造全体の変化が考えられるのではないかと指摘があった。

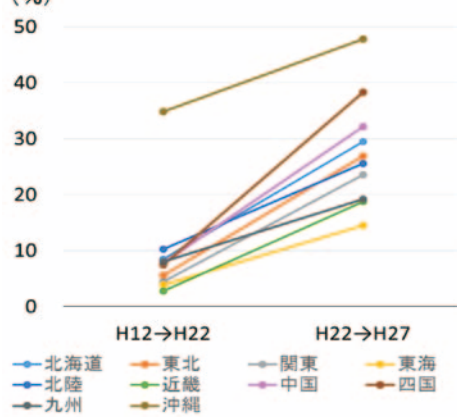
### (2) 過疎地域の区域における都市部からの移住者数の増減

各国勢調査時点における都市部から過疎地域への移住者の増減を「区域」ごとにみた結果が図3であり、近年、都市部からの移住者が増加している区域の数が拡大していることを示している。なお、「区域」は、平成の合併前の市町村（平成12年4月1日時点）を表している。平成22年において、平成12年と比べ都市部からの移住者が増加している区域は108区域であったのに対し、平成22年と平成27年を比較した結果は397区域であり、これは全区域の25%を超える数値である。



政 策

■図4 都市部からの移住者が増加している区域の割合（ブロック別）



<地域ブロック>

北海道: 北海道

東北: 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 新潟県

関東: 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 山梨県, 長野県

東海: 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県

北陸: 富山県, 石川県, 福井県

近畿: 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県

中国: 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県

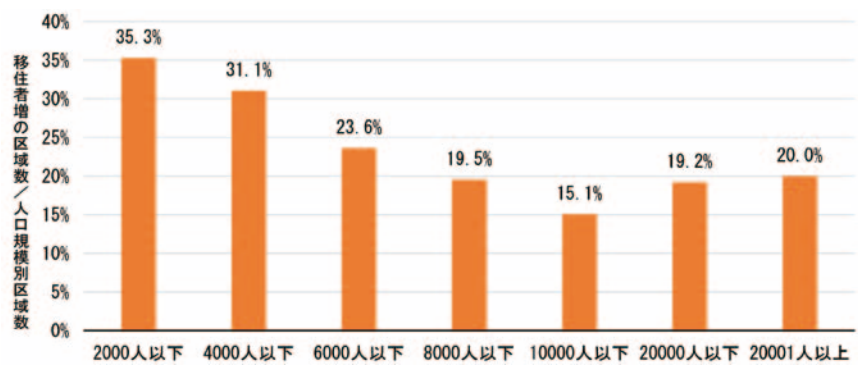
四国: 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県

九州: 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

沖縄: 沖縄県

また、地域ブロック別にみると、四国ブロックと中国ブロックでは、ブロックの全区域に占める都市部からの移住者が増えた区域数の割合が大きく増加している。平成27年と平成22年を比較すると、中国、四国、沖縄ブロックにおいて30%を超える区域で都市部からの移住者が増加している（図4）。また、人口規模別にみた場合、より小

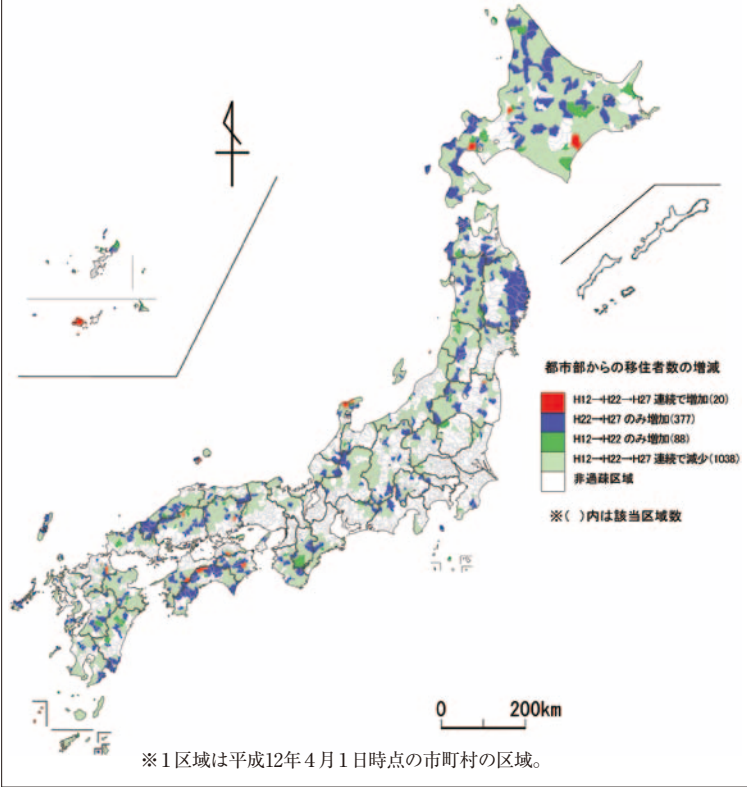
■図5 人口規模別にみた都市部からの移住者増の区域の割合（H22とH27国勢調査の比較）



規模な区域において、都市部からの移住者が増加している区域数が拡大している傾向がみられた（図5）。

各区域における、経年度での都市部からの移住者数の増減を地図に示したのが図6である。中国ブロックや四国ブロックの県境近辺に位置する中山間地域と考えられる区域においても、移住者が増加している。

■図6 過疎地域の区域における都市部からの移住者数の増減（H12国勢調査・H22国勢調査・H27国勢調査の移住者数の増減）



※1区域は平成12年4月1日時点の市町村の区域。

実際に過疎地域へ移住された方に対するアンケートを通じて、地域の魅力や農山漁村地域（田舎暮らし）への関心が転居の動機となったり、

「田園回帰」の要因を分析する上で、実際に過疎地域に移住した人がどのような意識や背景から移住に至ったのかを把握するため、過疎関係市町村に移住した方に、移住した理由や、移住の際に重視した条件などについてアンケート調査を行った。

3. 過疎地域への移住者に対するアンケート調査

地域の選択に影響したと回答した割合は、3割近くにのぼり、都市部からの転居者に関しては、この割合が4割弱であるという結果となった（資料1を参照）。これに関して研究会では、転勤などの「ライフサイクル移住」と考えられる移動は人口減に伴って減少しているのに対し、各々のライフスタイルの選択として移住をする「ライフスタイル移住」が増加していることを反映しているのではないかと指摘がなされた。移住者に対するアンケートの結果、若年層の移住の理由として、豊かな自然環境の中での子育てや、アウ

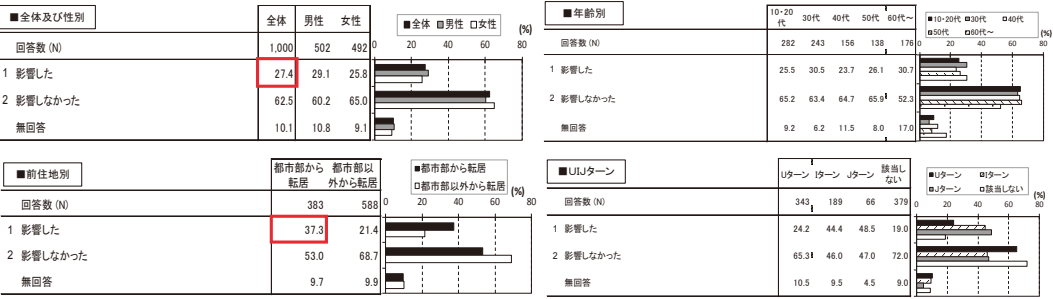
政 策

■資料1 地域の魅力や農山漁村地域への関心の影響

[調査対象]平成29年11月7日から12月5日の間に、過疎関係市町村の窓口で、転入届を提出した本人にアンケート票を配布。  
[配布数・回答数]配布数 4,362票、回収数 1,000票 (回収率22.9%)

[質 問] 新しくお住まいの地域に転居される際、地域の魅力や農山漁村地域(田舎暮らし)への関心が、転居の動機となったり、地域の選択に影響したとお考えですか。(択一)

- 過疎地域への転居に際して、「地域の魅力や農山漁村地域(田舎暮らし)への関心が、転居の動機となったり、地域の選択に影響した」と回答した人は全体の27.4%であった。
- 年齢構成別にみた場合、地域の魅力や農山漁村地域への関心が影響したという回答の割合は、30代が30%を超えているほか、60代以上が約30%を占めている
- 都市部からの転居者に限ってみると、この割合が約37%であり、都市部からの移住者の方が、より地域の魅力や農山漁村地域への関心が影響したという回答の割合が高くなっている。
- UIJターン別にみた場合、地域の魅力や農山漁村地域への関心が影響したという回答の割合は、Jターン、Jターンの割合が5割に近く、Uターンでも約24%となっており、UIJターンではないと答えた層と比べると高い割合となっている。



トドアスポーツなど趣味を楽しむ暮らしという回答が高い割合となっていることも、このような傾向を示していると考えられる。  
また、農山漁村地域への関心が転

居の動機となっている方が、移住に至った具体的な理由は、気候や自然環境、ライフスタイルに関するものが高い割合を占めたが、ふるさとで暮らしたい等、他にも多様な理由が挙げられ

■資料2 移住・定住促進施策の実施状況

[質 問 ①] 以下の移住・定住促進施策の中で、市町村が実施するもの(市町村が業務委託するNPO等が実施しているものを含む。)全てに「○」を入力してください。(複数選択可)

- 市町村が実施している移住・定住促進施策についてみると、85%を超える市町村が移住相談窓口を設置しているほか、移住・定住フェアへの出展・開催、空き家バンクは7割を超える市町村が取り組んでいる。
- 地域ブロック別にみると、中国及び四国ブロックでは移住や移住後の暮らしに関する総合的な相談窓口の開設や、一時的な移住体験を行っている市町村の割合が全国に比べて高く、北海道、東北及び沖縄ブロックでは、概してこのような取り組みを行っている市町村の割合が低くなっている。

※全体より大きい場合に網掛け

大分類	中分類	移住・定住促進施策	全体(N=817)	北海道(N=149)	東北(N=152)	関東(N=93)	東海(N=37)	北陸(N=20)	近畿(N=59)	中国(N=79)	四国(N=66)	九州(N=144)	沖縄(N=16)	
総合	移住や移住後の暮らしに関する総合的な相談窓口	移住相談窓口の設置	85.6	89.9	73.7	84.9	89.2	85.0	94.9	97.5	93.9	86.1	27.8	
		移住相談員・定住コーディネーターの設置	38.2	16.1	31.6	37.8	35.1	50.0	59.3	72.2	65.2	31.9	5.6	
		移住相談、支援等を行っているNPO法人等の支援	18.1	10.7	15.1	16.1	21.6	20.0	28.8	29.1	25.8	16.0	11.1	
		個別相談会の実施	30.7	21.5	27.0	36.6	35.1	60.0	28.8	46.8	30.3	29.9	11.1	
		ポータルサイト(移住・定住専用サイト)の開設	47.9	35.6	44.1	41.9	62.2	65.0	47.5	75.9	59.1	46.5	11.1	
		SNS、メールマガジン等の活用	33.0	20.8	34.2	30.1	56.8	50.0	28.8	51.9	39.4	29.9	5.6	
移住・体験	移住先の地域や暮らしに関する情報の提供	移住・定住フェアへの出展、開催	67.1	60.4	55.9	66.7	89.2	90.0	62.7	91.1	71.2	69.4	22.2	
		専用パンフレット、ガイドブック等の配布	77.6	63.8	70.4	82.8	91.9	95.0	66.1	96.2	83.9	81.3	44.4	
		地域内での移住体験の実施	51.9	63.8	42.8	51.6	48.6	60.0	45.8	67.1	54.5	46.5	16.7	
		一時的な移住体験	33.2	20.8	29.6	35.5	62.2	50.0	45.8	57.0	36.4	22.9	0.0	
		地域内の見学ツアーの開催	33.3	18.1	27.6	40.9	35.1	35.0	44.1	43.0	53.0	34.7	0.0	
		空き家情報の提供や斡介	75.6	63.1	68.4	77.4	91.9	90.0	74.6	96.2	77.2	66.1	5.6	
住まい	公営賃貸住宅の優先的な斡介	空き家バンク制度	23.3	18.1	21.1	29.0	16.2	35.0	27.1	31.6	31.8	20.1	16.7	
		定住促進住宅の斡介	25.0	21.5	23.0	39.8	21.6	35.0	23.7	32.9	18.2	21.5	11.1	
		公営住宅の斡介	25.0	21.5	23.0	39.8	21.6	35.0	23.7	32.9	18.2	21.5	11.1	
		移住後の暮らしに関する支援	住宅の建築・改築(リフォーム)、購入に対する助成	67.7	71.8	69.7	75.3	67.6	100.0	62.7	64.6	57.6	67.4	11.1
		空き家改修経費の助成	55.9	30.2	50.7	59.1	64.9	85.0	62.7	81.0	77.3	59.7	5.6	
		移住後の仕事の紹介(働き口)の紹介	就職支援窓口の設置	25.3	12.1	28.9	30.1	40.5	30.0	20.3	41.8	24.2	24.3	0.0
仕事		インターネットによる就職情報の提供	30.5	20.1	30.3	22.6	37.8	50.0	18.6	46.8	43.9	33.3	16.7	
		農林水産業の就業体験や研修	44.1	35.6	44.7	49.5	40.5	60.0	32.2	68.4	47.0	42.4	5.6	
		技術習得に関する機会の提供・補助金	40.3	32.9	47.4	38.6	27.0	25.0	25.4	64.6	50.0	41.7	0.0	
		農林水産業への就業支援	61.6	57.0	63.8	51.8	46.6	85.6	45.8	70.9	74.2	69.4	33.3	
		収入向上等へのマタニティ支援	30.5	26.2	32.2	29.0	27.0	20.0	25.4	53.2	27.3	30.8	5.6	
		起業・創業の支援	64.5	63.8	65.1	63.4	62.2	90.0	55.9	82.3	62.1	63.2	16.7	
子育て・医療	出産・子育てに係る費用の支援	出産・検診費用の助成	78.5	74.5	74.3	83.9	78.4	90.0	78.0	87.3	74.2	77.8	88.8	
		子どもの医療費助成	95.1	94.6	94.7	97.8	91.9	100.0	91.5	93.7	98.5	97.2	77.8	
教育	教育に係る支援	奨学金の貸与、返済補助	66.0	55.7	79.6	75.3	56.8	70.0	33.9	60.8	74.2	71.5	55.6	
		保育料(保育園、幼稚園)の軽減、免除	81.5	81.9	82.2	87.1	73.0	100.0	76.3	89.9	83.3	75.0	68.7	
高齢・福祉	高齢者・福祉に係る支援	高齢者に対する交通費(バス、タクシー料金等)の助成	53.9	64.4	42.8	60.2	40.5	45.0	59.3	59.5	63.6	47.9	33.3	
		地域住民とのつながりづくり	18.7	12.1	16.4	33.3	24.3	30.0	20.3	21.5	15.2	17.4	0.0	
関係人口		都市住民との交流イベントの開催	29.5	11.4	34.2	45.2	45.9	40.0	37.3	35.4	28.8	24.3	5.6	

(注)過疎市町村に対する調査結果より一部の移住・定住促進施策を抜粋

ており、様々なモチベーションからの移住が実現しているのではないかと考えられる。移住の際に重視した条件としては、生活が維持できる収入のほか、若年層においては子育て環境、高齢層

においては医療・福祉の環境などが挙げられ、世代ごとの特徴が見られた。  
4. 過疎関係市町村に対する調査

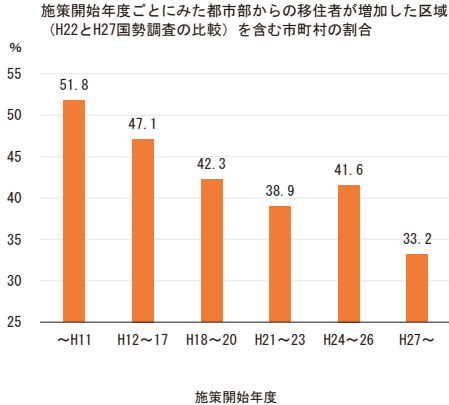
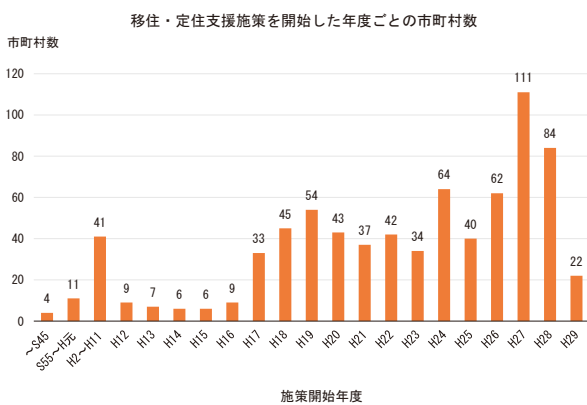
農山漁村地域などの過疎地域の市町村においては、他地域からの移住・定住をサポートする様々な支援施策が実施されており、これらの施策が実際の移住・定住の動きにも影響を与えていると考えられることから、移住・定住促進施策の実施状況等を把握するため、全過疎関係市町村に対して調査を行った。  
市町村が実施している移住・定住促進施策についてみると、85%を超える市町村が移住相談窓口を設置しているほか、移住・定住フェアへの出展・開催、空き家バンクについて7割を超える市町村が取り組んでいる。また、子どもの

政 策

■資料3 移住・定住支援施策の開始年度

[質問②]移住・定住支援施策を開始した年度を記入してください。(択一)

- 移住・定住施策の開始年度については、平成17年度以降、徐々に移住・定住支援施策を開始する市町村が増加し、平成20年代に入ると30～60団体前後で推移していたが、平成27年度に111団体が施策を開始し、大きく取組が進んでいる。
- H22国勢調査と比べてH27国勢調査において移住者が増加した区域を含む市町村の割合を、移住・定住促進施策を開始した時期ごとに分類した場合、平成11年度以前に施策を始めた市町村のうち、移住者増となった区域を含む割合は50%を超えている。これに対して、施策開始時期が遅くなると、概ねその割合は低下する傾向にあり、平成27年以降に施策を始めた市町村についてみると、その割合は約33%となっている。



医療費助成を行っている市町村の割合は9割を超え、子育て支援センター・学童保育等の設置や保育料(保育園、幼稚園)の軽減、免除を行っている割合は8割を超えている。これらの施策

実施状況を地域ブロック別にみると、地域ブロックごとに差がみられ、移住や移住後の暮らしに関する総合的な相談窓口の開設や、一時的な移住体験を行っている市町村の割合が全国に比べ

高いのは、中国及び四国ブロックとなっており、一方、北海道、東北及び沖縄ブロックでは、概してこのような取組を行っている市町村の割合が低くなっている(資料2を参照)。

移住・定住促進施策の実施状況と、移住者数の関係を見ると、施策を開始した時期が早いほど移住者が増加している傾向が見られた(資料3を参照)。研究会では、概して西日本は定期的に早く過疎化が進んだことから、早い時期に対策に取り組んでおり、国勢調査でみた移住者の増加となっているのではないかと指摘がなされた。また、移住相談窓口等の施策を行うに当たって、行政以外にも、NPO法人や地域運営組織、地域おこし協力隊などの移住・定住支援を実施している主体がある市町村の方が、平成22年と比べた平成27年国勢調査における移住者が増加している傾向がみられた。

5. おわりに

本研究会においては、国勢調査の数値に基づいた都市部から過疎地域への移住者数の推移とともに、実際に過疎地域へ移住した住民の「田園回帰」志向の実態や、市町村の移住・定住促進施策の実施状況を把握し、これらについて横断的に分析を行ったものである。本調査研究で示された分析から、「田園回帰」の潮流の一端が明らかに

されたものと考えられ、これらの分析を十分に活用して、各自治体において主体的な取組を進めていくことが期待される。従来、過疎地域に内在する価値として、食料生産、環境保全、水源涵養等の公益的機能が挙げられることが多いが、これに加え、「自分らしく暮らし、働く場」としての価値があることについても、本研究会の調査報告を通してあらためて広く認識される機会となることが期待されるとともに、今後の過疎対策のあり方を考えるに当たっては、このような視点を反映した検討が求められる。

【注1】平成12年、平成22年及び平成27年の国勢調査のデータを分析対象とした。平成17年国勢調査(簡易調査)は調査事項に「5年前の常住地」がなく、移住者の数を把握できないため、本調査の分析には使用していない。

【注2】「都市部」の定義は、原則として三大都市圏及び大都市(首都圏、中京圏、関西圏の11都府県、20政令市及び東京都特別区)であるが、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域となっている区域を除いている。また、「過疎地域」は、同法に規定する過疎地域(平成29年4月1日現在)である。

若狭和田ビーチから青葉山をのぞむ

現地レポート

町村独自のまちづくり



美しい自然を舞台に一人ひとりが主役になる  
暮らしたい、働きたい、訪れたい  
まちを目指して

福井県 高浜町

たか はま ちよう

はじめに

高浜町は、福井県の最西端に位置し、人口1万人強が暮らす穏やかな田舎町です。南東はおおい町、西は京都府舞鶴市と隣接しており、南西の飯盛山脈を背にして北は日本海若狭湾国定公園に面しています。リアス式海岸の特徴を示す内浦地区には原子力発電所があります。和田地区から高浜地区を経て青郷地区に至る8kmの海岸線は白い砂浜と松林による変化に富んだ風景が連なり、8つの海水浴場を擁しています。町の西部にある青葉山は標高693mあり、その雄姿から「若狭富士」とも呼ばれ町民のシンボルとして古くから親しまれています。

産業としては、農業、漁業といった1次産業を中心に発展し、その後関西・

中京方面からの海水浴客の増加に伴い観光業が栄えました。民宿群で構成される町並みの景観は、どこか懐かしい日本の原風景を醸し出しています。

「選ばれるまち」を目指して

高浜町は、関西圏からのアクセスが良好であり、観光や産品販売に有利な立地条件を有しています。平成26年には舞鶴若狭自動車道の全線開通により都市圏からのアクセスが格段に向上しました。さらに、2023年には、北陸新幹線の敦賀駅開業を控え、将来的には小浜市を経て京都、大阪に延伸するルート決定など、今後も当町が属する若狭湾エリアを取り巻く観光・交流圏は目まぐるしく拡大・発展していくものと期待しています。

一方で、他の地方都市と同様に当町





フォーラム

も人口減少、少子高齢化の波が押し寄せ、これに伴う財政の硬直化や地域産業の活力低下は深刻さを増し、これら複合課題に対応できる革新的かつ実効性のある行政運営が求められています。

高浜町では、こういった未曾有の危機を踏まえつつ、町内に現存する人やモノ、自然といったあらゆる価値を再度見つめ直し、さらに磨き上げた上で「選ばれるまち」として持続・発展すべく、平成23年3月に高浜町総合計画を策定しました。現在は後期計画実施期間にあたり、「暮らしたい、働きたい、訪れたい」まちの実現に向け、町民の方々と協働しながら着実な施策運営に努めています。

また、高浜町まち・ひと・しごと創生における人口ビジョンでは、平成27年の総人口12,310人をピークに、平成27年は10,528人にまで減少し、将来的には消滅可能性自治体に位置づけられるなど、人口減少も深刻化しています。

これを回避するため、総合戦略においては、特に、20〜30代の女性にターゲットを絞って、子育てや健康づくりの面で高浜町にしかできない魅力ある施策を展開しています。

今回は、こういったターゲット層に直接響き、さらに波及効果が期待できる2つのプロジェクトを紹介します。

アジア初の国際環境認証「BLUE FLAG」

1つ目の取組は、高浜町が誇る海に関するものです。

当町の若狭和田ビーチは2016年4月14日に「BLUE FLAG」を取得しました。これは日本、ひいてはアジア初の快挙となるものです。

まだまだ認知こそされていませんが、「BLUE FLAG」とはビーチ・マリナーに対する世界で最も古い国際環境認証です。この認証を取得するためには、①水質、②環境マネジメント、③環境教育と情報、④安全性・サービースといった4項目33基準の厳しい基準があり、これらをクリアしたビーチ・マリナーにのみ与えられ、現在は世界45ヶ国、約4,423ヶ所が取得しています。



▲地域が一丸となった安全訓練



▲新たなアクティビティの開発「SUPヨガ」

ポイントとなるのが、ただ海が美しいというだけでは足りず、安全や教育、サービースといった健全な海辺環境を支える「ひと」の原動力が存在するかどうかという点です。

高浜の海は昔から地元の人によって愛され守られてきました。そして、国際認証というひとつの形（目標）ができたことで、これまで地域住民や観光連団体、各種機関が抱いていた「この海を100年後もきれいなままですぐの子供たちに引き継ぎたい」とするそれぞれの思いが集結し、大きな力となって、この快挙を達成することができたのです。

今後は、「BLUE FLAG」という地域で勝ち取った揺るぎない存在を軸に据えて、関係者、関係機関がさらに団結し、その魅力を対外的に発信し、観光客の誘致、ひいては環境意識

地域医療再生、地域主体の健康まちづくりへ

の高い企業誘致にまで発展させることができればと考えています。現在は、大学生が参入する新しい浜茶屋（海の家）の運営や、海水浴＋αのアクティビティメニューの開発など、認証の取得を契機として、様々な取組を始めています。今後とも地域の人たちが紡ぐ高浜の海の新たな世界観に是非注目していただきたいと思えます。

2つ目は、地域医療の再生から地域主体の健康まちづくりを目指した取組です。

今から約9年前、社会保険病院改革や医師の激減などにより、町内における病院機能が瀬戸際に立たされるなど、当町の地域医療は危機的な状況をむかえていました。

このような状況を受け、平成20年に有識者、町内医療従事者、行政のメンバーでワーキンググループを立ち上げ、当町の地域医療の現状把握と課題を抽出し、地域医療再生プランを検討しました。その結果、医療再生の具体策の一つとして取り組んでいるのが、福井大学医学部への寄附講座（※）「地域プライマリケア講座」です。

地域プライマリケア講座は、平成21年度より開始され、3年を1期とし、現在も医療政策の基軸として継続しています。同講座では、「医学教育」と「住

フォーラム



▲井階医師を「高浜町健康のまちづくりプロデューサー」として委嘱

民啓発」を重点項目に掲げ、学生、研修医等の実習受け入れに加え、町内の福祉事業所や若狭和田ビーチの救護所と連携した地域医療実習ツアー、里親登録していただいた地域住民宅への実習生のホームステイなど、「医学教育」＋「地域・住民を肌で感じられる研修」という仕組みを構築しました。また、地域住民も「たかはま地域医療サポーターの会」を立ち上げ、地域医療を自分自身の課題として捉え、医療フォーラムの企画・運営等、様々な啓発活動を継続して展開されています。

現在では、町内で勤務されている医療従事者の皆さま方のご尽力や寄附講座での各種取組により、年間を通して約130名もの研修医や医学生、看護学生等が高浜を訪れるようになり、町内で勤務を希望される医療従事者も徐々に増え、「地域医療再生モデル」として様々なメディアにも取り上げられています。

また、近年では地域の皆さんと協働して取り組む「地域主体の健康まちづくり」を目指すべく、福井大学医学部／町立和田診療所の井階 友貴医師を「高浜町健康のまちづくりプロデューサー」に委嘱し、健康まちづくりの実践教育を展開しています。健高カフェ（※1）や各種セミナー、地域でのフィードバックを提供する中で、29年度は、コミュニティケアに関心を寄せる医療従事者が移住するなど、医療再生に加えて全国からも注目されるようになりました。

今後も、地域医療再生の取組を継続しつつ、「地域主体の健康まちづくり」を構築できるよう各種活動を展開していきます。

※1 寄附講座とは、大学に資金を提供（寄附）して教員を雇用し、その教員が出資



▲健高カフェ

▲地域医療体験ツアーのチラシ

行った結果、漢方薬に処方できることが証明されました。平成28年11月に、コミュニティの果実を初収穫し、平成29年12月には生薬メーカーへ販売するに至りました。

製品は今後全国の医療機関や薬局に流通する予定です。これは、漢方薬市場が拡大する日本において、高

元（高浜町）に貢献する仕事を行うという取組。なお、提供した資金は、主に教員などの人件費や活動費・研究費として使用される。

※2 健康やまちづくりに関心・興味のある地域住民や専門職が集まり、毎回テーマを決めて話し合い、そこで出された案を、関連する団体や部署での実現・コラボレーションを目指す会。月1回開催。

## 成長し続ける高浜へ

これ以外にも、従来の発想を取り払い、将来に向けた仕掛けづくりに取り組んでいます。

その一つが、薬草開発です。冒頭に述べた青葉山の麓は学術的にも貴重な動植物の宝庫であり、薬草を含む有用植物が多数自生しています。

特に、漢方薬の原料となるゴシユコについては国内で唯一の産地となり、平成28年より北里大学薬学部との共同研究を行い平成29年には日本生薬学会での発表に至りました。

また、薬となるための成分検査を

価格かつ供給不安定な中国産輸入品に頼っている現状、国産の安定供給体制をつくるための大きな第一歩となりうるものです。今後町内の協力農家を巻き込みながら供給量をさらに拡大し産業の柱として育てていきたいと考えています。

また、漁業については、海産物へのニーズの多様化と漁業者の世代交代が進んでいないことから、低迷しているのが現状です。しかし、当町の地域経済の引き上げには漁業の再興が不可欠なことから、市場ニーズに応える品質の確保とそれらを支える人材の育成が喫緊課題となっています。こういった状況を踏まえ、平成24年より高浜漁港再整備（移転）計画を含む漁業の6次産業化の推進を図り、平成32年の6次産業施設オープンに向けて精力的に検討を進めています。これらの事業が具現化した暁には、「地域の稼ぎ頭」として、多様化する漁業経営を実践し、漁業所得のアップ、若手漁師への代変わり

フォーラム



▲ドキュメント番組の主人公となった山本家族

と現実の地方での生活には、まだまだ

と感じています。
そのためには地方のパラダイムも変えていく必要があります。地方創生の見えない壁に、外部から入った方と地域コミュニティの間で起こる軋轢があります。移住者が想像する田舎暮らし

地方創生の要諦と成果

促進し、漁業を再び経営力のある地域基盤産業として再生していくことが期待されています。

地方創生の本来の目的は、都市圏から地方に人の移動が進むようにすることです。そのためには、地方が都市より優位な分野に焦点を絞り、地元だけでなく他所の知恵も持ったプレーヤー(企画者ではなく実践者)も許容しながら、これまでに述べたような戦略を有効的に推し進めていくことが重要だと感じています。

乖離があります。移住者と地元の住民のどちらかが大きく譲るのではなく、双方が歩み寄る関係性を築ける仕組み・環境をいかに整えるか、それが「地方創生における要諦」であり奥義といえるのではないのでしょうか。こういった視点を持ちながら、町に来ていただいた方、昔からそこで暮らす方、それぞれが地域の原動力になっていただけるよう、双方にスポットを当てて、守り、育て、応援することが行政の役割と捉えています。

当町では、こういった地方創生の取組の成果として、平成28年には20代女性の転入人口の増加が全体を牽引し、26年ぶりに当町への転入数が転出数を上回る結果となりました。具体的な移住事例としても、平成29年の年末にNHKにおいて、当町に移住し農家民宿を経営されている親子3代・9人の大家族に関するドキュメント番組が放映され、全国からお問合せ、応援の声を多数いただくなど注目を集めているところでです。

このように地域の原動力が息を吹き返しつつある高浜町が、今後も人口減少時代を活力的に乗り越えていくためには、そこに暮らす人々を常に主人公に置きつつ、行政として時代の潮流を絶えず柔軟に取り入れ、根気強く前に歩み進む姿勢を取り続けていくことがそが肝要であると考えています。

高浜町長 野瀬 豊

車両共済(保険)のご案内 (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から43%(保険料)割引
●集団扱年一括払による割引でさらに5%割引
-ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
-保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス http://www.chisato-ag.co.jp

TEL 0120-731-087
FAX 03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

情報



◎所有者不明土地対策で基本方針を決定―関係閣僚会議

政府は6月1日、所有者不明土地対策の関係閣僚会議を開き、今後の対応策などを盛り込んだ基本方針を決めた。土地の管理・利用で所有者が負うべき責務や地籍調査等の実施・登記所備付地図の整備のあり方を検討。また、相続登記の義務化や長期間放置された所有権の「みなし放棄」制度など、登記制度・土地所有権のあり方も検討する。来年2月に方向性をまとめ、2020年に土地基本法と民事基本法の見直しを予定している。

一方、国土交通省は6月12日、自治体の用地取得を支援するための「事業認定申請の手引き」を公表した。所有者不明土地の利用円滑化特別措置法の成立で、自治体が不明地に最長10年間の利用権を設定し地域福利増進事業に利用できるほか収容手続きが簡素化されたことを踏まえ、事業認定(収容処分)の申請・審査で参考となる事項をまとめた。自治体の現場の声からポイントとなる事項もQ&A方式で解説。さらに、収容認定申請の際にそのまま活用できる申請書類(20事例)も提示した。なお、同省は、空き家法に基づく市町村の空き家等対策計画の策定率が17年度末は45%、18年度末には6割を超えると発表した。

◎人口減少社会での郵便局の利便性向上策で答申―総務省

総務省の情報通信審議会は6月4日、少子高齢化・人口減少社会における郵便局の利便性向上策を答申した。郵便局は、民営化後も数(約2万4,000)に変化はないが郵便物が減少。一方、地域社会では高齢者や買物難民が増加する。このため、郵便局の配達ネットワーク・郵便局舎のインフラなど郵便局の強みを生かす方策を提言。具体的には、自治体窓口事務の受託事務の拡大や受託方法の高度化(自動入力システムなど)、テレビ電話を活用したオンライン行政手続のサポートなどを提案。また、児童・高齢者の見守りや道路危険情報・空き家情報等の収集と提供、さらに、郵便局での保育所の設置や地域金融機関のATM・窓口設置、農産物の集荷と拠点配送、市販品の販売、地域イベント・講座・教室の実施などを提案した。野田聖子総務相は6月6日の記者会見で「利用者目線に立つて、実現性の高いものから優先順位をつけて具体的に進めていきたい」と述べた。また、日本郵便とJR東日本は6月12日、「郵便局と駅の機能連携」などで協定を締結した。地方では郵便局を駅舎へ移転するなど郵便局窓口と駅窓口業務の一体運営を検討するとしている。

◎経済財政運営と改革の基本方針2018を閣議決定―政府

政府は6月15日、経済財政運営と改革の基本方針2018を閣議決定した。財政健全化目標では、20年度の国・地方を合わせたプライリーバランスの黒字化を断念し、「25年度の黒字化を目指す」とした。一方、18年度で期限が終わる地方財政の一般財源総額実質同水準ルールについては、「18年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と明記された。また、19〜21年

度を「基盤強化期間」とし、①社会保障関係費の伸びを高齢化に伴う増加分に抑制②19年10月の消費税10%への引上げを実施③同10月から幼児教育の無償化を目指す「など」とした。このほか、持続的な地方行財政制度構築に向け「現行の合併特例法が19年度末に期限を迎えることへの対応を検討することも盛り込まれた。自民党の「財政再建に関する特命委員会報告」(5月24日)では「既存の取組で市町村合併が進まなかった地域に関して更なる合併を推進する枠組みも検討する」と提言していた。

一方、骨太の方針2017で「地方単独事業の実態把握と『見える化』に取り組み」とされたことを受け、総務省は5月30日、「地方単独事業(ソフト)の『見える化』検討会」を開催した。地方単独事業の歳出区分・調査票を策定し、見える化のあり方を検討。19年3月にも報告をまとめる。

◎農林水産業の生産性押し上げへ規制改革実施計画―政府

政府は6月15日、規制改革実施計画を閣議決定した。農林・水産分野で競争力強化のための規制改革のほか、行政手続コストの20%削減、医療・介護や保育・雇用分野での規制改革などを盛り込んだ。農林分野では、植物工場など新たな農業生産拠点の用途規制見直し、農業分野でのドローンの利活用を拡大する。また、林業の成長産業化に向け、国産材の生産流通の構造改革や防火規制など木材の利活用を制限している規制・基準などの見直しを行う。水産分野では、資源回復や乱獲防止へ新たな資源管理システムを構築し法制化する。

また、経済産業省は6月5日、過疎化・人手不足下の燃料供給インフラの将来像で提言をまとめた。深刻化する地域でのSS過疎地問題(ガソリンスタンド減少)に対応するため、新たな燃料供給体制の確立に

向けた規制見直しを今後3年間で集中的に実施すべきとした。

一方、農林水産省は6月1日、農地中間管理機構(農地バンク)による農地集積状況(2017年度)を発表した。担い手への農地の集積面積は4.1万ha増加し、そのシェアは55.2%となったが、伸び率が鈍化。23年の目標(担い手シェア8割)に向け更なる加速が必要とした。

◎地方創生で基本方針2018を閣議決定―政府

政府は6月15日、まち・ひと・しごと創生基本方針2018を閣議決定した。地方創生が掲げた東京一極集中の是正が進んでいないため、20年度以降の次期総合戦略の策定に向け今後6年間の新たな目標を設定した。東京圏から地方への移住者の経済負担軽減等でUIJターンによる起業・就業者の創出6万人、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし24万人を掲げたほか、地域おこし協力隊も8,000人に拡充する。また、地方での外国人材活用に向け自治体ニーズとマッチングさせる仕組み構築・外国人材が幅広い活動に従事できる包括的な資格外活動許可を付与するとした。

なお、総務省は6月6日、地域おこし協力隊の拡充策を発表した。24年度に8,000人との新たな目標を掲げ、応募者をシニア層やJETプログラム終了者・留学生などの在住外国人にも拡大するほか、隊員の起業に向けた資金面での支援などで任期終了後の定住・定着を推進する。併せて、一定期間だけ地域協力活動を体験する「おためし地域協力隊」(仮称)も創設。さらに、増加する地域おこし協力隊員のOB・OGをネットワーク化し隊員の受入・サポート体制を拡充するとした。

(ジャーナリスト 井田正夫)



きた ざと こう すけ  
おぐに  
熊本県小国町長 北 里 耕 亮

## 随 想 受け継がれる 「学習と交流」の精神

私の苗字は「北里」ですが、この名前を聞いて皆さんが思い浮かぶ日本人と言えば「北里柴三郎博士」ではないでしょうか。

私が生まれ育った熊本県小国町は、日本細菌学の父と称される北里柴三郎博士生誕の地です。そしてこの博士の残した『学習と交流』の精神は、この小国町のまちづくりの柱として受け継がれています。

小国町は九州の中央、熊本県の最北端、筑後川の上流に位置し、その気候は冷涼多雨であり、気候的、地理的な条件により、古くから優れた木材（小国杉）の産地として栄えてきました。また町内には大きく分けて2つの温泉地、杖立温泉とわいた温泉郷があり、この温泉地は町の観光の大きな柱となっています。

私が町長に就任したのは2007年。目前の課題への対応、そして未来を創るまちづくりとバランスを取りながら町政に取り組んできました。

中でも2014年3月に選定された「環境モデル都市」としての取組はその代表的なもののひとつです。

環境モデル都市とは低炭素化社会の実現に向けた各種事業を先進的に取り組む団体として国により選定されるものですが、小国町ではこの低炭素化事業への取組により、町の活性化を図ってきました。

そんな中、2016年4月に熊本地震が起き、熊本県内でも広範囲にわたって大きな被害に遭い、当町においても長期間にわたっての余震により、町民の多くが避難所等においての不自由な生活を続けました。

この時、町内外多くの方々の支援があり、町は確実に復興の道を歩んでいます。その中には北九州市をはじめ北海道下川町、岐阜県御高町、高知県梶原町など多くの環境モデル都市からの人的支援、物資による支援もありました。地域間の繋がり、人の繋がりが小国町を支えてくれたのです。

この「人と人との繋がり」こそ北里柴三郎博士の提唱した「学習と交流」の精神を受け継ぐ、小国町の大切な資源であり財産です。

小国町ではこれまでも「九州ツーリズム大学」の設立や、体験教育といった交流事業、人材育成事業により、町内はもとより全国に広がる人と人の繋がり、ネットワークを創ってきました。



▲北里柴三郎博士

この流れは現在も受け継がれ、近年では九州を中心に全国の地域おこし協力隊が集う「地域おこしたいサミット」なども開催されています。

そしてこの度、2018年6月、小国町は環境モデル都市の理念を発展的に継承する「SDGs 未来都市」の選定を受けることとなりました。

「SDGs 持続可能な開発目標」とは、国連が2030年までに達成すべき世界共通の目標として掲げたものですが、言い換えれば「すべての人が永続的に幸せな暮らしを続けていくための目標」と捉えることも出来るでしょう。

SDGsには貧困の解決や経済成長など17のゴールが設定されています。小国町は地域にある資源、そして住民の皆さん、更には町内外の皆さんの「繋がり」をフルに活かし、すべての住民が永続的に幸せな暮らしを続けられる町を目指し、再スタートを切ります。

北里柴三郎博士の生まれ育った町に住む一人の住民として、この町がいつまでも「人と人との繋がり」を大切にし、続いていくことを願っています。

# レストラン謝恩イベント

## 日本全国の「熟・醇・薫・爽」 地酒とワインが楽しめる企画



開業20周年企画好評開催中 平成30年12月27日(木)まで



### 日本のワイン wine

B1F「レストラン・ベルラン」にて  
月替わりで楽しめます(毎月3~5種類)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(ラストオーダー 21:30)



### 日本酒 sake

7F「和食処・さいかち」にて  
全国の地酒が楽しめます(47種類)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(ラストオーダー 21:30)

客室のご案内

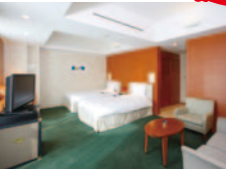
SINGLE ROOM シングル 119室



DOUBLE ROOM ダブル 12室

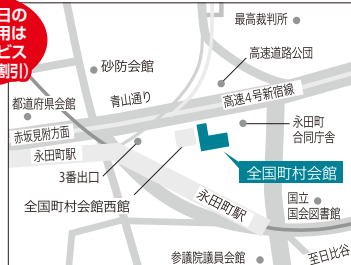


TWIN ROOM ツイン 17室



和室もごさいますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)

週末・祝日の  
宿泊ご利用は  
特別サービス  
(最大20%割引)



お電話でのご予約・  
お問い合わせは

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

全国町村会館 検索



### 全国町村会館

## TEL.03(3581)0471

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分





**7月9日(月) 同時発売**

**各1枚300円**

発売期間 7月9日(月)~8月3日(金)

抽せん日 8月14日(火)



一般財団法人 全国市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

2018年市町村振興宝くじ